

REPORT

信用保証レポート
Vol.93
令和3年5月号

◆掲載内容◆

- ・新たな保証制度のご案内
- ・令和3年度実績に基づく金融機関表彰の取扱いについて
- ・川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実行について
- ・信用保証委託契約書の徴求時期変更について
- ・信用保証書の電子交付開始について
- ・事務分担のお知らせ
- ・新入社員紹介
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和3年3月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙【中原平和公園】
(川崎市中原区)



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

川崎市信用保証協会は、及び川崎ブレイブサンダースを応援しています

新たな保証制度のご案内

令和3年4月1日に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を支援するため、全国統一の保証制度として「伴走支援型特別保証」及び「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」を創設しました。

なお、両制度の取扱期間は令和4年3月31日申込受付分までとなります。

制度名	伴走支援型特別保証
ご利用頂ける方	次の（1）から（3）までのいずれかの認定を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した中小企業者 （1）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。） （2）保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。） （3）保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）
保証限度額	4,000万円（当協会及び他の保証協会における利用金額との合算。）
融資利率	金融機関所定利率
返済方法：保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（据置5年以内を含む。）
保証料率	0.2%（国が0.65%又は0.85%補助）

なお、川崎市融資制度である川崎市コロナ対応伴走支援型経営改善資金は、融資利率が年0.9%～1.6%以内でご利用いただけます。

制度名	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）
ご利用頂ける方	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円）
融資利率	金融機関所定利率
返済方法：保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：15年以内（据置5年以内を含む。）
保証料率	0.2%（国が0.6%～1.0%補助）

令和3年度実績に基づく金融機関表彰の取扱いについて

表彰店舗の選定	対象期間内に、表彰部門毎に定める対象保証制度等の利用(保証承諾)件数上位3店舗とします。ただし、利用(保証承諾)件数が同数の場合は、承諾金額順とします。
対象期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
基準日	令和4年3月31日
表彰部門と対象とする保証制度等	(1)創業支援部門
	創業支援部門とは、『創業関連保証制度』、『創業等関連保証制度』及び『川崎市中小企業融資制度創業支援資金のうちアーリーステージ対応資金(女性・若者・シニア企業家支援資金を含む。)]とする。
	(2)連携・協調部門
	連携・協調部門とは、『協調型融資保証制度』、『コラボmini保証制度』、『中小企業成長発展支援保証制度』、『発展サポートmini保証制度』、『短期継続保証制度』、『伴走支援型特別保証制度』及び『川崎市コロナ対応伴走支援型経営改善資金』とする。
	(3)経営改善支援部門
	経営改善支援部門とは、『経営力強化保証制度』、『事業再生計画実施関連保証制度』、『借換保証制度のうち条件変更改善型借換保証』、『事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)]、『川崎市中小企業融資制度経営安定資金のうち経営力強化支援資金』、『川崎市中小企業融資制度経営安定資金のうち条件変更改善型借換資金』及び『求償権消滅保証制度』とする。
	(4)小規模事業者支援部門
小規模事業者支援部門とは、『小口零細企業保証制度』、『川崎市中小企業融資制度小規模事業資金』及び『川崎市中小企業融資制度小口零細対応小規模事業資金』とする。	
(5)設備強化支援部門	
設備強化支援部門とは、資金使途が『設備』又は『運転・設備』の保証とする。	
(6)事業承継支援部門	
事業承継支援部門とは、『事業承継保証制度』、『経営承継関連保証制度』、『特定経営承継関連保証制度』、『経営承継準備関連保証制度』、『特定経営承継準備関連保証制度』、『自主廃業支援保証制度』、『事業承継特別保証制度』、『川崎市事業承継特別保証資金』及び『経営承継借換関連保証制度』とする。	
(7)SDGs支援部門	
SDGs支援部門とは、SDGs取組支援融資とする。SDGs取組支援融資とは、川崎市が創設した「かわさきSDGsパートナー」の認証を取得した事業者が対象の融資制度を利用することにより、川崎市から更に信用保証料の補助が受けられるもの。対象の融資制度は『振興資金(一般型又は設備強化支援型)]、『小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型又はミニ型)]及び『小口零細対応小規模事業資金』とする。	

なお、表彰時期は令和4年5月頃を予定しております。

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実行について

令和3年3月31日申込受付分をもちまして取扱いを終了した川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、信用保証書に記載されております有効期限または令和3年5月31日のいずれか早い日までに融資実行して頂く必要があります。期日を超えた場合、協会は保証債務履行の責を負わないこととなりますので、十分ご注意ください。

信用保証委託契約書の徴求時期変更について

令和3年7月1日申込受付分から、信用保証委託契約書の徴求時期が変更となります。つきましては、次のとおり事務手続きが変更となりますのでお知らせいたします。なお、詳細につきましては令和3年3月に金融機関本・母店等へお送りした、「保証申込事務手続きの見直し及び保証申込書式の改定について」をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

1. 保証申込事務手続き等の変更点

・提出時期の変更

信用保証委託契約書の徴求時期が申込時から貸付実行時に変更となります。なお、徴求後は、速やかに保証協会に提出をお願いします。

・借入要項欄及び保証番号欄の記載について

借入要項欄について、借入形式及び借入金額は信用保証書に記載の金額をご記入ください。また、金融機関・協会使用欄の保証番号欄については、金融機関担当者をご記入ください。

2. 留意事項

- ・左下欄に【R3.4改正】と記載してある様式を使用してください。
- ・万一徴求時期が貸付実行後となった場合には、信用保証委託契約が成立していない（＝保証契約も成立していない）状態での貸付となり、保証協会は保証債務履行の責を負わないこととなりますので、十分ご注意ください。

【お問合せ先】
経営支援推進課 044-211-0504

信用保証書の電子交付開始について

令和3年5月6日から横浜銀行の一部支店において、信用保証書の電子交付を開始します。信用保証書の電子交付は、インターネット上で電子署名を付加した電子保証書を金融機関に交付するサービスです。電子化により信用保証書を即時に交付できるため、従来の紙媒体による交付に比べ、保証決定後の迅速な融資実行が可能となります。

事務分担のお知らせ

川崎・幸・中原区の金融相談、保証審査及び条件変更審査に関すること

企業支援部企業支援課	TEL 044-211-0501	FAX 044-222-1993
川崎区の事業者		係長 向井 祐太
幸区及び中原区の事業者		係長 渡邊 公博 永田 真由

高津・宮前・多摩・麻生区の金融相談、保証審査及び条件変更審査に関すること

企業支援部北支所企業支援課	TEL 044-850-0055	FAX 044-833-1313
高津区の事業者		安居院 健
宮前区の事業者		係長 森 宏平
多摩区の事業者		主任 松下 真人
麻生区の事業者		係長 井原 隆

新入職員紹介



鈴木豪太

所属：企業支援部 企業支援課

趣味・特技：キャンプ・スキー

好きな食べ物：寿司・焼肉

嫌いな食べ物：雑煮・ゴーヤ

ひとこと：日々精進してまいります。よろしくお願いいたします。



矢野晴佳

所属：企業支援部 北支所企業支援課

趣味・特技：ライブ鑑賞・書道

好きな食べ物：寿司・焼肉

嫌いな食べ物：葱・お粥

ひとこと：皆様のお役に立てるよう精一杯努力します。

【資料】

業務概況（令和3年3月末）

単位：千円、%

	当月中			年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	1,059	25,045,691	257.9	9,859	183,127,787	437.0
保証債務残高	-	-	-	15,888	219,048,087	183.6
代位弁済	0	0	0.0	128	1,339,009	67.1
回収	-	49,648	75.4	-	301,773	61.9

【保証承諾】

保証承諾は9,859件(323.7%)、183,127,787千円(437.0%)で、件数、金額ともに前年を大きく上回りました。

・金融機関別

すべての金融機関群で前年を上回りました。特に地方銀行は前年度比578.0%となりました。

・業種別

すべての業種で前年を大きく上回りました。特に飲食業は前年度比597.9%となりました。

・制度別

川崎市制度は前年度比504.1%となりました。

新型コロナウイルス感染症に関連した保証は、9,146件、174,489,818千円と保証承諾全体の95.3%を占めており、そのうち新型コロナウイルス感染症対応資金は、8,120件、141,645,132千円と全体の77.3%となりました。

【保証債務残高】

保証債務残高は15,888件(127.8%)、219,048,087千円(183.6%)で、件数、金額ともに前年を上回りました。

【代位弁済】

代位弁済は128件(66.7%)、1,339,009千円(67.1%)で、件数、金額ともに前年を下回りました。

各区分別保証状況（令和3年3月末）

1. 金融機関群別保証承諾状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	144	3,783,223	90.7	386	12,790,165	338.1
地方銀行	173	3,553,982	131.7	767	20,541,584	578.0
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	120	2,133,350	83.9	352	7,579,850	355.3
信用金庫	2,594	32,136,669	99.8	8,341	141,624,997	440.7
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	0	0	-	0	0	-
商工中金	15	296,517	109.0	13	591,191	199.4
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	3,046	41,903,741	100.1	9,859	183,127,787	437.0

2. 金融機関群別保証債務残高状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	1,271	16,267,497	83.2	1,242	21,817,592	134.1
地方銀行	1,001	11,726,287	88.2	1,430	25,929,630	221.1
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	444	5,590,621	95.8	600	9,910,291	177.3
信用金庫	9,623	84,692,759	98.2	12,535	160,162,992	189.1
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	1	124	57.1	1	31	25.0
商工中金	88	1,032,008	78.3	80	1,227,550	118.9
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	12,428	119,309,296	94.5	15,888	219,048,087	183.6

3. 金融機関群別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	33	420,458	99.3	21	423,148	100.6
地方銀行	24	186,657	93.6	7	54,391	29.1
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	13	149,018	111.4	3	53,358	35.8
信用金庫	118	1,189,610	103.7	97	808,112	67.9
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	0	0	-	0	0	-
商工中金	4	50,056	4771.0	0	0	0.0
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	192	1,995,799	104.6	128	1,339,009	67.1

4. 業種別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	469	7,934,956	133.7	1,456	30,491,072	384.3
卸売業	240	4,689,648	88.3	827	18,893,892	402.9
小売業	510	5,510,209	108.5	1,634	24,207,447	439.3
建設業	953	12,858,890	88.5	3,151	61,243,612	476.3
サービス業	621	7,029,540	97.4	2,073	33,087,170	470.7
不動産業	142	1,756,929	97.3	390	6,769,803	385.3
その他の産業	111	2,123,569	106.2	328	8,434,791	397.2
合計	3,046	41,903,741	100.1	9,859	183,127,787	437.0

5. 業種別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	36	407,435	179.9	15	141,612	34.8
卸売業	24	306,699	107.6	12	69,355	22.6
小売業	36	260,230	93.5	29	318,968	122.6
建設業	46	478,142	68.6	35	415,838	87.0
サービス業	34	363,388	97.1	29	253,301	69.7
不動産業	10	76,309	-	5	40,630	53.2
その他の産業	6	103,596	215.9	3	99,305	95.9
合計	192	1,995,799	104.6	128	1,339,009	67.1

6. 制度別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	242	3,915,863	55.3	72	1,240,377	31.7
内、創業	1	4,000	3.8	2	11,500	287.5
川崎市制度	2,681	35,876,462	113.1	9,749	180,867,223	504.1
内、コロナ対応資金	-	-	-	8,120	141,645,132	-
内、小規模資金	442	4,150,200	85.2	71	686,280	16.5
内、経営安定資金	731	20,917,385	129.9	1,120	35,268,086	168.6
内、経安災害コロナ	148	4,101,200	-	394	11,423,675	278.5
内、危機対策コロナ	41	1,447,000	-	530	18,255,950	1261.6
内、創業	167	913,200	114.6	106	634,960	69.5
協会一般保証	123	2,111,416	68.5	38	1,020,187	48.3
合計	3,046	41,903,741	100.1	9,859	183,127,787	437.0

7. 制度別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	35	374,937	89.7	28	271,934	72.5
内、創業	6	50,253	274.6	2	12,972	25.8
川崎市制度	139	1,477,573	106.8	94	1,036,401	70.1
内、コロナ対応資金	-	-	-	2	15,959	-
内、小規模資金	29	207,424	101.4	15	97,536	47.0
内、経営安定資金	42	686,958	119.5	24	521,986	76.0
内、経安災害コロナ	0	0	-	1	30,063	-
内、危機対策コロナ	0	0	-	0	0	0.0
内、創業	7	24,804	56.7	6	20,450	82.4
協会一般保証	18	143,290	133.8	6	30,674	21.4
合計	192	1,995,799	104.6	128	1,339,009	67.1

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回：45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス（AM10：00～）について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通巻 第93号 令和3年5月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

